

京 都 大 学 産 官 学 連 携 本 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 5 条 本部に、本部の運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 産官学連携担当の理事</p> <p>(2) 本部長</p> <p>(3) 副本部長</p> <p>(4) 本部の教授</p> <p>(5) 部局長 若干名</p> <p>(6) その他本部長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第 5 号及び第 6 号の協議員は、本部長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 5 号及び第 6 号の協議員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 7 条 } (略)</p> <p>第 8 条 }</p> <p>第 9 条 協議会は、協議員(出張中の者を除く。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>2 協議会の議事は、出席協議員の過半数で決する。</p>	<p>第 5 条 (同 左)</p> <p>第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</p> <p>(1) 産官学連携担当の理事</p> <p>(2) 本部長</p> <p>(3) 副本部長</p> <p>(4) 本部の教授</p> <p>(5) 部局長 若干名</p> <p>(6) <u>研究国際部長</u></p> <p>(7) その他本部長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第 5 号及び第 7 号の協議員は、本部長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 5 号及び第 7 号の協議員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第 7 条 } (同 左)</p> <p>第 8 条 }</p> <p>第 9 条 }</p> <p>2</p> <p>3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、協議会の指定する重要事項については、協議員(出張中の者を除く。)の 3 分の 2 以上が出席する協議会において、出席協議員の 3 分の 2 以上の多数で決する。</u></p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 4 年 9 月 2 5 日から施行する。</p>